# 由良町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

由良町

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の期間	1
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画の策定体制	3
5.	日常生活圏域の設定	3
6.	介護保険制度の改正の主な内容	4
第2章	由良町の高齢者を取り巻く状況	6
1.	人口の推移と高齢化率	6
2.	高齢者世帯の状況	9
3.	介護保険事業の状況	11
4.	アンケート調査結果の概要	18
5.	現状把握による第8期計画の課題	26
第3章	計画の基本方針	27
1.	基本理念	27
2.	基本目標	28
3.	施策体系	30
第4章	施策の展開	31
基本目	<b>目標1 健康づくり・生きがいづくりの推進</b>	31
1.	健康づくりの推進	31
2.	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	33
3.	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	34
基本目	目標2 地域共生社会の実現・地域包括ケアシステムの深化	36
1.	地域包括支援センターの機能強化	36
2.	地域ケア会議の充実	37
3.	在宅医療・介護連携の推進	38
4.	高齢者の見守り体制の推進	38
5.	身近な地域での生活支援	40
基本目	目標3 認知症施策の推進	41
1.	認知症への理解普及・啓発事業	41
2.	認知症予防の推進	41
3.	サービスの充実と介護者への支援	42
4.	認知症バリアフリーの推進と社会参加支援	42

基本目	標4 高齢者の安心・安全への取り組み	44
1.	高齢者の権利擁護の推進	44
2.	高齢者の住環境等の整備	45
3.	介護給付適正化へ向けた取り組みの推進	46
第5章	介護保険事業計画	49
1.	介護保険サービス見込量の推計	49
2.	給付費の推計	57
3.	保険料(第1号被保険者の負担額)の設定	61
第6章	計画の推進に向けて	66
1.	各主体との連携	66
2.	計画の進行管理	68
資 料.		69

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

わが国では、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12 (2000) 年に介護保険制度が 創設され、サービスの充実が図られてきました。今では高齢者の介護になくてはならないものとし て定着、発展していますが、さらなる高齢者の増加、現役世代の減少が見込まれるなか、制度の持 続可能性を確保していくことが重要となっています。

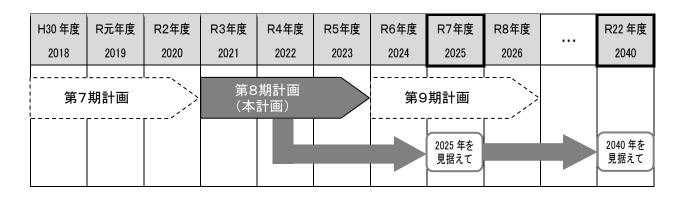
市町村の介護保険事業計画は、第6期(平成27~29年度)計画以降、「地域包括ケア計画」としても位置づけられ、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年までを見据えて地域包括ケアシステムの構築が目指されてきました。本町においても、誰もが住み慣れた地域で人生の最期までその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供できる体制の構築に取り組んできました。

また、国においては、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」が目指されています。

「由良町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)は、「地域 共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの整備を進めるとともに、現役世代 が急減することが見込まれている令和22(2040)年も念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを 持って住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりに向け、策定するものとします。

## 2. 計画の期間

本計画は令和3 (2021) 年度を初年度とし、令和5 (2023) 年度までの3年間を1期とする計画です。



## 3. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定するものです。

「第2期由良町総合戦略」「由良町地域福祉計画及び由良町地域福祉活動計画」を上位計画とし、 その方針や基本目標を踏まえ、福祉分野の個別計画(日高圏域障害者プラン 2021、由良町子ども・ 子育て支援事業計画、由良町自殺対策計画)や、その他の関連計画とも整合性を図ります。

#### 第2期由良町総合戦略

由良町地域福祉計画及び由良町地域福祉活動計画



上位計画

## 由良町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

#### 高齢者福祉計画

#### 老人福祉計画

高齢者福祉事業全般にわたり 供給体制の確保に関して 必要な事項を定める計画

#### 健康づくりの推進方策

#### 介護保険事業計画

介護保険事業に係る保険給付の 円滑な実施に関して 必要な事項を定める



整合性

日高圏域障害者プラン 2021

由良町子ども・子育て支援事業計画

由良町自殺対策計画

由良町地域防災計画

## 4. 計画の策定体制

#### (1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

計画策定に先立ち、今後の介護保険事業、高齢者福祉施策を推進していくために、アンケート調査により高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用意向等についての現状をたずね、住民の生活実態や今後のニーズ等を把握しました。

## (2) 由良町第8期介護保険事業計画等策定委員会における検討

広く住民等から意見を聴取するために、計画の策定に際しては、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ、議会関係者等の幅広い関係者で構成された「由良町第8期介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、本町の目指すべき高齢社会についてのご意見をいただき、計画に反映しました。

## 5. 日常生活圏域の設定

本町においては、地理的条件や、居住地域の状況、道路網・交通機関の状況等を勘案し、町内全域を一つの日常圏域として設定しています。

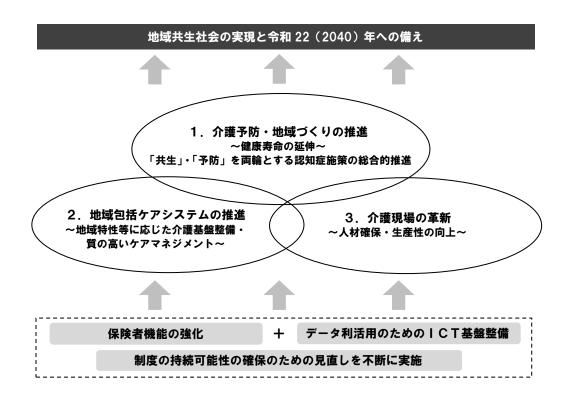
本計画期間中に、人口、道路・交通状況、その他社会的状況の大幅な変化はみられないと考えることから、引き続き町内全域を一つの日常圏域と設定し、介護保険サービスの基盤整備を進めることとします。

## 6. 介護保険制度の改正の主な内容

本計画は、国から示された制度改正の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

令和22 (2040) 年に直面する「現役世代人口の急減」という重要課題に対応するべく、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目指していくことが必要です。

## (1)介護保険制度改革のイメージ



## (2) 第8期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

## ① 2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、介護需要の見込みに合わせたサービス基盤整備等、中長期的な視野に立って、具体的な取り組み内容やその目標を計画に位置づけることが必要です。

#### ② 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要です。

#### ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが必要です。

## ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携 の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っている状況を踏まえ、質の確保や適切なサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要です。

#### ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開に関する施策を推進します。

#### ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

介護人材の確保について、介護保険事業(支援)計画に取り組み方針等を記載し、都道府県と 市町村が連携しながら進めることが必要です。また、総合事業等の担い手を確保する取り組みや、 介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用等による業務の効率化の取り組みを 強化することが重要です。

#### ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらの備えへの重要性 について検討することが必要です。

# 第2章 由良町の高齢者を取り巻く状況

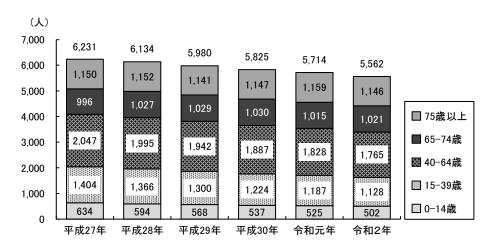
## 1. 人口の推移と高齢化率

## (1)年齡別人口

総人口は平成 27 (2015) 年以降減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年では 5,562 人と、平成 27 (2015) 年に比べて 669 人減少しています。年齢 5 区分別にみると、64 歳までの各年代で人口は年々減少しており、65 歳以上の人口は増減を繰り返しています。

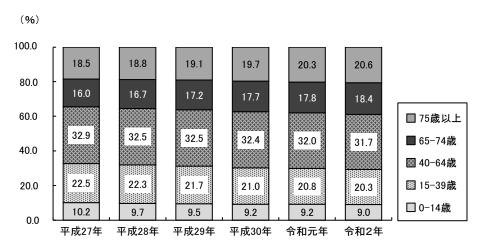
年齢5区分別の人口構成比をみると、平成27 (2015) 年以降65歳以上の割合は年々増加しており、令和2 (2020) 年には65~74歳の割合は18.4%、75歳以上の割合は20.6%となっています。

#### ■人口推移



出典:住民基本台帳(各年9月末)

#### ■年齢5区分別人口構成比の推移

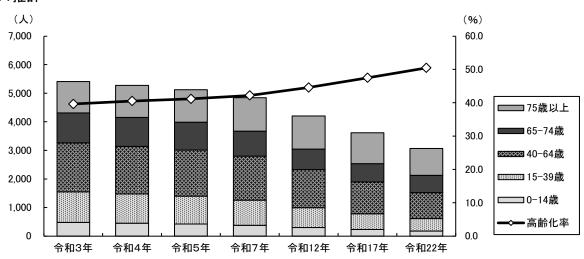


出典:住民基本台帳(各年9月末)

人口推計をみると、令和 22 (2040) 年の総人口は 3,067 人となる見込みで、令和 3 (2021) 年の総人口の約 6 割となっています。総人口の減少とともに各年齢層においてもそれぞれ減少がみられますが、年齢層が低くなるほど顕著な減少がみられ、 $0\sim14$  歳の人口については令和 3 (2021) 年の 479 人から令和 22 (2040) 年には 178 人と、4 割以下に減少しています。 $15\sim39$  歳の人口についても、1,073 人から 436 人と半数以上の減少がみられます。

高齢化率は年々上昇し、令和 22 (2040) 年には 50%を超える見込みであり、本町にとって喫緊の課題であることがわかります。

#### ■人口推計



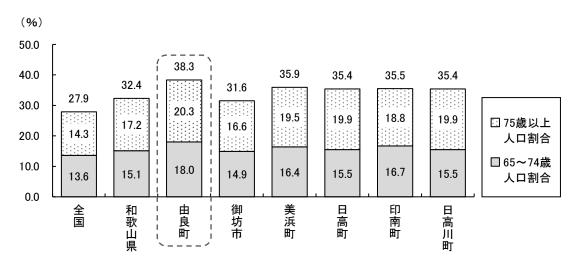
		令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
		(2021)	(2022)	(2023)	(2025)	(2030)	(2035)	(2040)
総人口	(人)	5,409	5,276	5,123	4,840	4,203	3,614	3,067
0-14歳	(人)	479	453	423	379	299	233	178
15-39歳	(人)	1,073	1,026	974	881	697	551	436
40-64歳	(人)	1,713	1,659	1,616	1,537	1,333	1,114	905
65-74歳	(人)	1,046	1,018	972	876	717	639	606
75歳以上	(人)	1,098	1,120	1,138	1,167	1,157	1,077	942
高齢化率	(%)	39.6	40.5	41.2	42.2	44.6	47.5	50.5

出典:住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法で算出

## (2) 高齢化率

高齢化率は 38.3%となっており、国、県を大きく上回っています。御坊圏域での比較をみると、本町が最も高くなっています。 $65\sim74$  歳人口割合、75 歳以上人口割合においても、それぞれ 18.0%、 20.3%と本町が最も高くなっています。

#### ■御坊圏域での比較 高齢化率(令和2年)



出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(1月1日) ※端数処理により、合計値が一致しない場合があります。

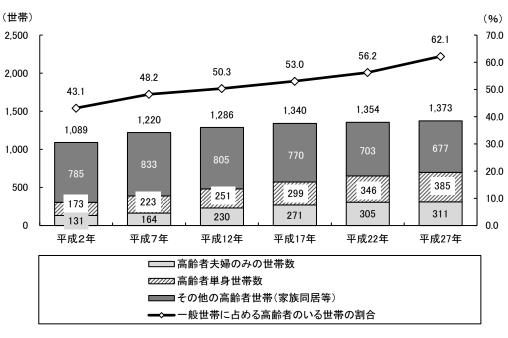
## 2. 高齢者世帯の状況

#### (1) 高齢者世帯数

高齢者のいる世帯数は、平成 27 (2015) 年で 1,373 世帯となっており、平成 2 (1990) 年以降増加し続けています。一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は 62.1%と高くなっています。

高齢者夫婦のみの世帯数、高齢者単身世帯数とも増加しており、平成 27 (2015) 年でそれぞれ 311 世帯、385 世帯と、平成 17 (2005) 年に比べ、それぞれ 40 世帯、86 世帯増加しており、過去 10 年間では一人暮らしの高齢者が特に増加していることがうかがえます。

#### ■高齢者世帯数の推移



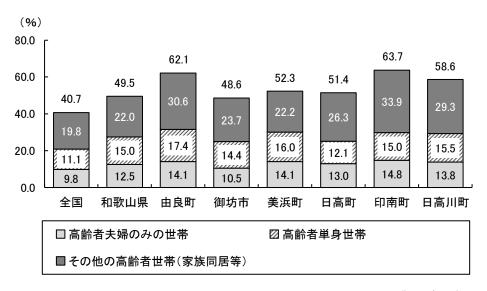
出典:国勢調査

## (2) 高齢者世帯の割合

一般世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は、国、県を大きく上回っています。御坊圏域での 比較をみると、印南町に次いで2番目に高くなっています。

高齢者単身世帯の割合は17.4%と6市町のなかで最も高く、高齢者夫婦のみの世帯は14.1%と、 印南町に次いで美浜町と並んで2番目に高いことがわかります。

#### ■御坊圏域での比較 一般世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合 (平成27年)



出典:国勢調査

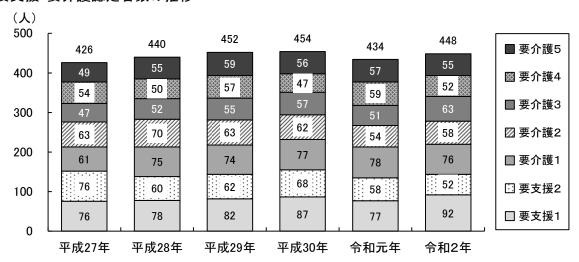
## 3. 介護保険事業の状況

#### (1)要支援•要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成27 (2015) 年以降増減を繰り返しています。認定者数全体では、令和元(2019) 年は前年より大きな減少がみられましたが、令和2(2020) 年には再び増加し、448人となっています。

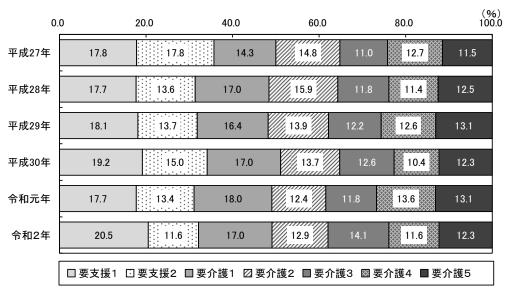
要支援・要介護認定者の構成比では、令和 2 (2020) 年は要支援 1、要介護 2、要介護 3 の割合が、それぞれ 2.8 ポイント、0.5 ポイント、2.3 ポイント、前年より増加しています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移



出典:介護保険事業状況報告(各年9月末)

#### ■要介護度別認定者の構成比の推移



出典:介護保険事業状況報告(各年9月末)

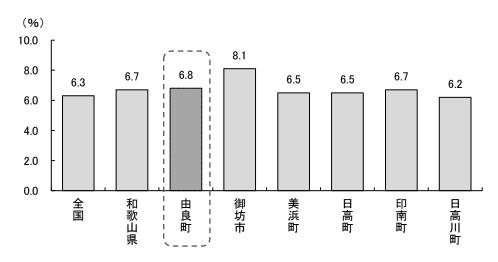
## (2)要介護認定率

調整済み重度認定率についてみると、本町は6.8%と国、県よりも高くなっています。御坊圏域では、御坊市に次いで2番目に高くなっています。

調整済み軽度認定率については、本町は 11.7% と国、県よりも低くなっています。御坊圏域では、 6 市町のなかで3番目に高い結果となっています。

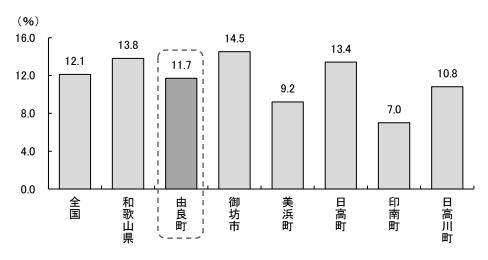
※ 「調整済み」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、性別・年齢構成の影響を除外して算出していることを 意味します。

#### ■御坊圏域での比較 調整済み重度認定率(令和元年)



出典:地域包括ケア「見える化」システム

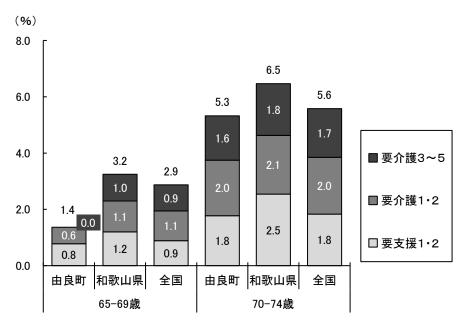
#### ■御坊圏域での比較 調整済み軽度認定率(令和元年)



出典:地域包括ケア「見える化」システム

年齢区分別認定率をみると、65~69歳の認定率は国、県を大きく下回っています。また、70~74歳、80歳以上の認定率も国、県を下回っており、比較的元気な高齢者が多いとみられます。

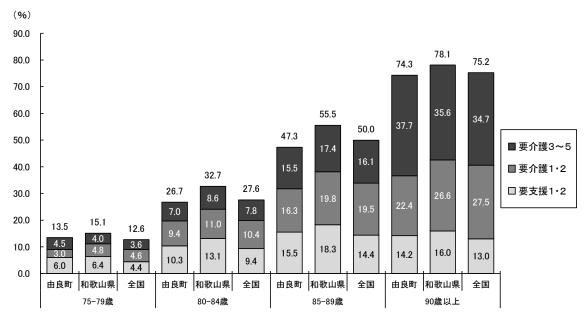
#### ■年齢区分別認定率の比較・65~74歳(令和元年)



出典:介護保険事業状況報告(12月末)

※端数処理により、合計値が一致しない場合があります。

#### ■年齢区分別認定率の比較・75歳以上(令和元年)



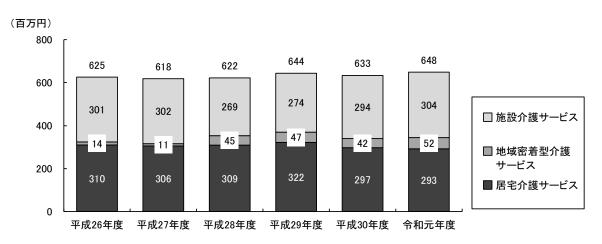
出典:介護保険事業状況報告(12月末)

※端数処理により、合計値が一致しない場合があります。

#### (3)介護給付額

介護サービスの給付額は増減を繰り返しており、令和元(2019)年度は6億4,800万円と、前年度より1,500万円増加しています。サービス別にみると、居宅介護サービスは平成30(2018)年度以降減少傾向にあり、施設介護サービスは平成29(2017)年度以降増加傾向にあります。地域密着型介護サービスは平成28(2016)年度に大きく増加して以降、増減を繰り返しています。

#### ■サービス別介護給付額の推移



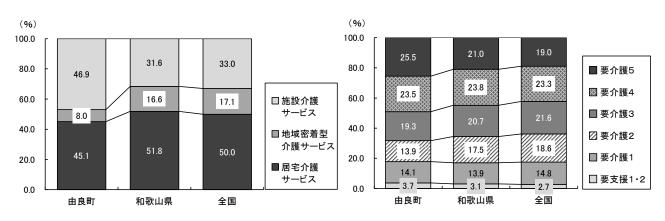
出典:介護保険事業状況報告(各年度末) ※端数処理により、合計値が一致しない場合があります。

サービス別介護給付額を国、県と比較すると、施設介護サービスの割合が 13 ポイント以上高くなっています。地域密着型介護サービスは国、県より8ポイント以上低くなっています。

要介護度別介護給付額をみると、要支援1・2と要介護5の割合が国、県を上回っています。

#### ■サービス別介護給付額の比較(令和元年度)

#### ■要介護度別介護給付額の比較(令和元年度)

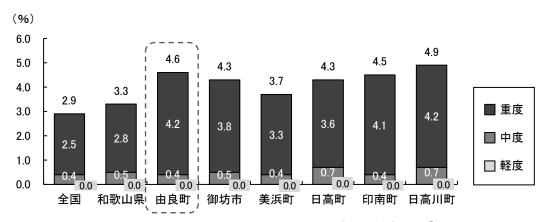


出典:介護保険事業状況報告

## (4) サービス受給率

本町の施設サービスの受給率は 4.6% と、国、県を大きく上回っています。御坊圏域では、日高川町に次いで2番目に高くなっています。また、重度認定者の受給率は 4.2% と、日高川町と並んで最も高くなっています。

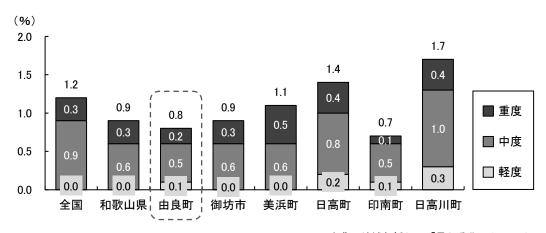
#### ■御坊圏域での比較 受給率 <施設サービス>要介護度別(令和2年)



出典:地域包括ケア「見える化」システム

本町の居住系サービスの受給率は 0.8% と、国、県より低くなっています。御坊圏域では、最も低い印南町に次いで 2番目に低くなっています。

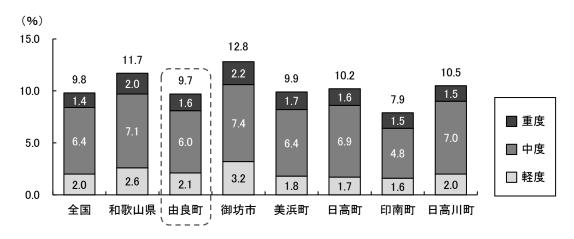
#### ■御坊圏域での比較 受給率〈居住系サービス〉要介護度別(令和2年)



出典:地域包括ケア「見える化」システム

本町の在宅サービスの受給率は 9.7% と、国、県よりも低くなっています。御坊圏域では、最も低い印南町に次いで 2番目に低くなっています。

#### ■御坊圏域での比較 受給率く在宅サービス>要介護度別(令和2年)

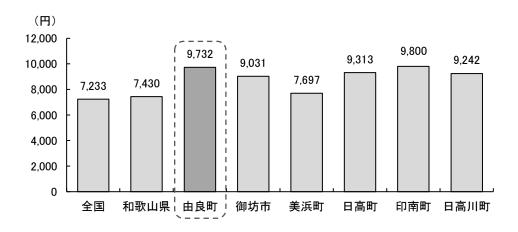


出典:地域包括ケア「見える化」システム

## (5)給付月額

施設サービスの調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額についてみると、本町は9,732円と、 国、県を大きく上回っています。御坊圏域では、印南町に次いで2番目に高くなっています。

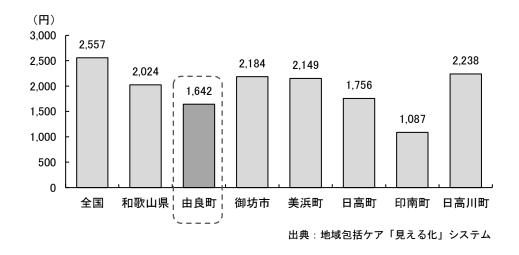
#### ■御坊圏域での比較 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額<施設サービス>(平成30年)



出典:地域包括ケア「見える化」システム

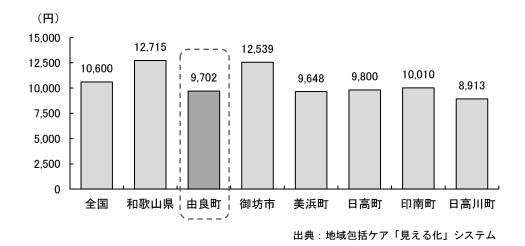
居住系サービスの調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額については、本町は1,642円と国、 県を大きく下回っています。御坊圏域では、最も低い印南町に次いで2番目に低くなっています。

#### ■御坊圏域での比較 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額<居住系サービス> (平成30年)



在宅サービスの調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額については、本町は9,702円と国、 県よりも低くなっています。御坊圏域では、日高川町、美浜町に次いで3番目に低くなっています。

#### ■御坊圏域での比較 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額<在宅サービス>(平成30年)



## 4. アンケート調査結果の概要

## (1)調査の実施概要

#### ① 調査目的

本調査は、由良町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に向けて、地域の要支援者、総合事業対象者、一般高齢者の社会参加状況や地域課題を把握するために実施しました。

#### ② 調査概要

調査地域:由良町全域

調査対象者: 令和2 (2020) 年4月1日現在、本町の介護保険被保険者の方で、介護保険の「要

介護認定を受けていない」方(母集団)のうち、層化無作為抽出した500人

調 査 期 間: 令和 2 (2020) 年 4 月 16 日 ~ 令和 2 (2020) 年 5 月 22 日

調査方法:調査票による本人記入方式(本人が記入できない場合は家族または介護支援専門員

等)、郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

#### ③ 調査票回収状況

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率	
500 件	388 件	77.6%	

## (2)調査結果の見方

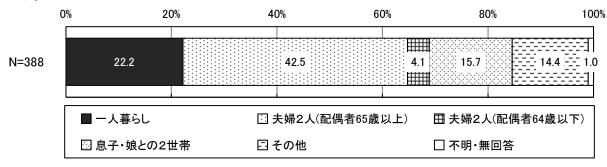
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、調査結果の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が 困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

## (3)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### ① 家族構成(単数回答)

家族構成については、「夫婦2人(配偶者65歳以上)」が42.5%と最も高く、次いで「一人暮らし」が22.2%、「息子・娘との2世帯」が15.7%となっています。

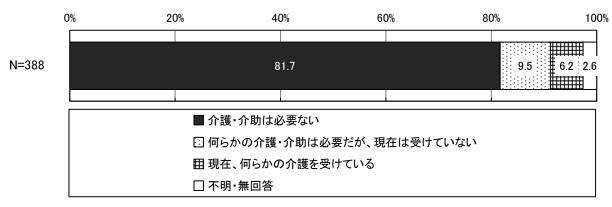
「一人暮らし」と「夫婦2人(配偶者65歳以上)」を合計すると、64.7%と高い割合を占めています。



#### ② 介護・介助の必要性(単数回答)

普段の生活で介護・介助が必要かについては、「介護・介助は必要ない」が81.7%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が9.5%となっています。

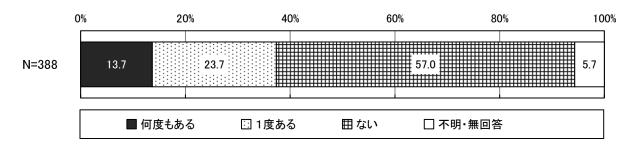
「現在、何らかの介護を受けている」は 6.2%となっており、現在は受けていない人も含めると、15.7%が介護を必要としています。



#### ③ 転倒の経験(単数回答)

過去 1 年間に転んだ経験があるかについては、「ない」が 57.0% と最も高く、次いで「1 度ある」が 23.7%、「何度もある」が 13.7% となっています。

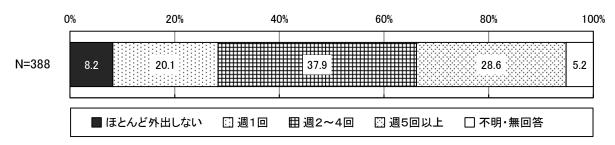
「何度もある」と「1度ある」を合わせた37.4%が、転倒リスクのある高齢者と考えられます。



#### ④ 外出の頻度(単数回答)

外出の頻度については、「週  $2 \sim 4$ 回」が 37.9% と最も高く、次いで「週 5 回以上」が 28.6%、「週 1 回」が 20.1% となっています。

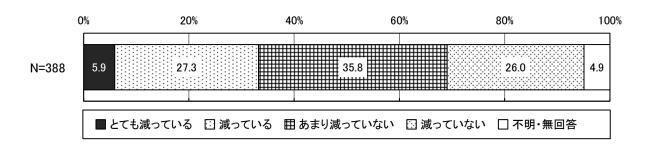
「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせた28.3%が、閉じこもり傾向にあると考えられます。



#### ⑤ 昨年と比べた外出の回数(単数回答)

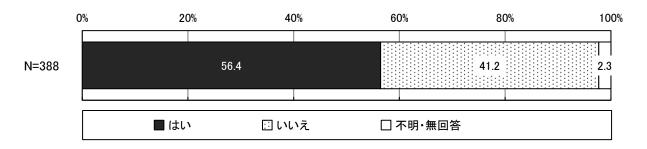
昨年と比べた外出の回数については、「あまり減っていない」が 35.8%と最も高く、次いで「減っている」が 27.3%、「減っていない」が 26.0%となっています。

「とても減っている」と「減っている」を合わせた33.2%に、外出回数の減少がみられます。



#### ⑥ 物忘れについて(単数回答)

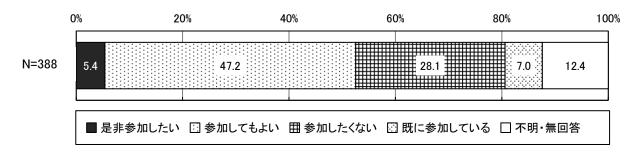
物忘れが多いと感じるかについては、「はい」が56.4%と全体の半数以上を占めています。



#### ⑦ 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加について(単数回答)

健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加については、「参加してもよい」が 47.2% と 最も高く、次いで「参加したくない」が 28.1%となっています。

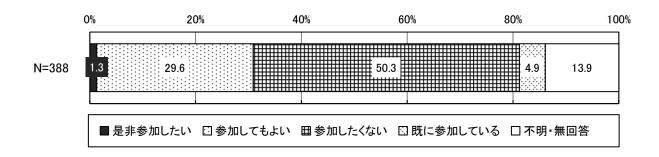
「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせると 59.6%となっており、活動への参加に意欲を示している人が多いことがわかります。



# ⑧ 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営(お世話役)としての参加について(単数回答)

健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営としての参加については、「参加したくない」が50.3%と最も高く、次いで「参加してもよい」が29.6%となっています。

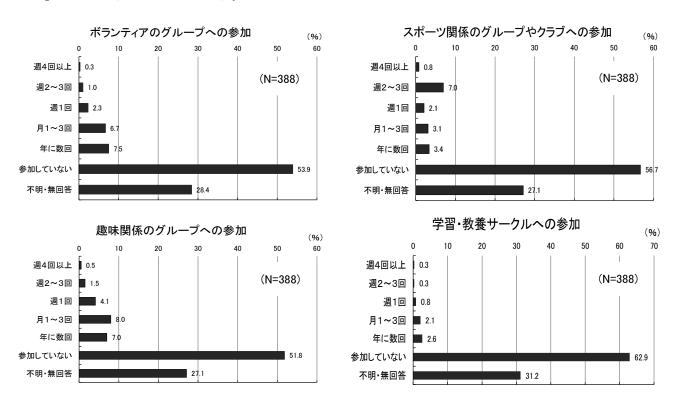
約半数は企画・運営への参加に消極的であるものの、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせた35.8%は、意欲を示していることがわかります。



#### ⑨ 地域での活動について(単数回答)

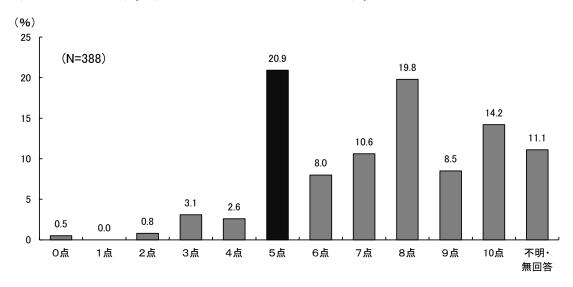
各グループやサークルへの参加状況をみると、いずれも「参加していない」が5割以上を占めています。⑦の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加についての回答と同様に、意欲を感じているものの実際に参加していない人が多くいると考えられます。

月1回以上参加している割合をみると、「ボランティアのグループ」では10.3%、「スポーツ関係のグループやクラブ」では13.0%、「趣味関係のグループ」では14.1%、「学習・教養サークル」では3.5%となっています。



#### ⑩ 現在の幸福度について(単数回答)

現在の幸福度については、「5点」が20.9%と最も高く、次いで「8点」が19.8%、「10点」が14.2%となっています。平均点は7.02点となっています。

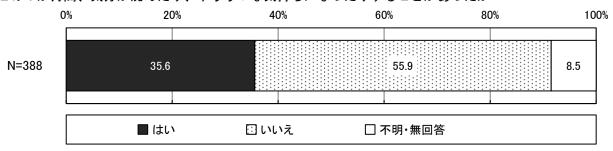


#### ① 気分の低下について(単数回答)

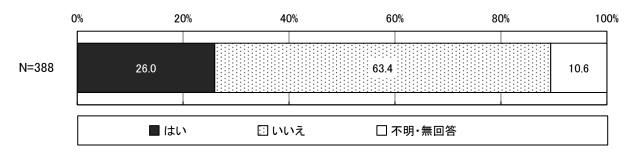
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったかについては、「はい」が35.6%、「いいえ」が55.9%となっています。

また、物事に興味がわかない、あるいは心から楽しめないかについては、「はい」が 26.0%、「いいえ」が 63.4%となっており、4人に1人がうつ傾向にあるといえます。

#### ■この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったか



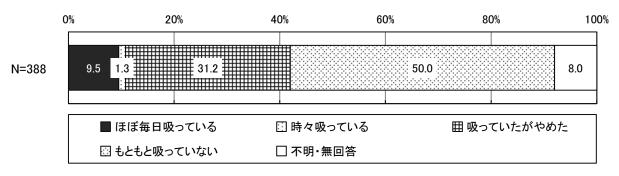
■この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったか



#### ① 喫煙について(単数回答)

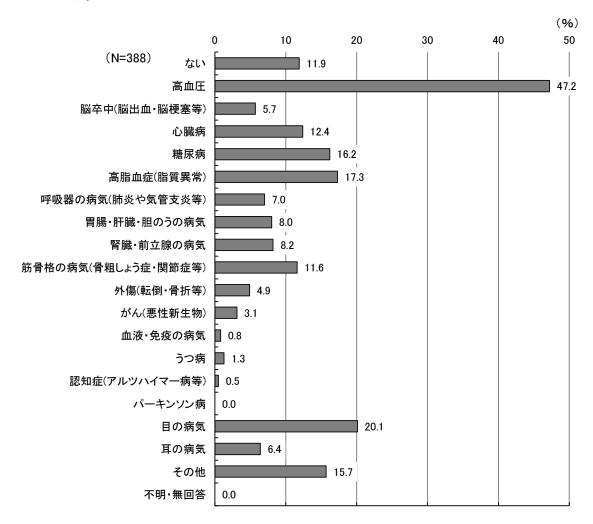
喫煙については、「もともと吸っていない」が 50.0%と最も高く、次いで「吸っていたがやめた」が 31.2%、「ほぼ毎日吸っている」が 9.5%となっています。

「ほぼ毎日吸っている」と「時々吸っている」を合わせた喫煙者の割合は、10.8%となっています。



#### ③ 現在治療中、または後遺症のある病気について(複数回答)

現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」が 47.2%と最も高く、次いで「目の病気」が 20.1%、「高脂血症(脂質異常)」が 17.3%、「糖尿病」が 16.2%、「心臓病」が 12.4% となっています。



## 5. 現状把握による第8期計画の課題

#### (1)健康づくり・生きがいづくりの推進

本町の令和 2 (2020) 年時点の高齢化率は 38.3%となっており、国、県の水準を上回って推移しています。今後さらに高齢化、人口減少の進行が予想され、令和 22 (2040) 年の高齢化率は 50%を超えると予想されています。この状況に備えることは本町の喫緊の課題といえます。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、介護予防や重度化防止のための取り組みが必要です。日常生活で高齢者の身に起こり得る転倒、うつや閉じこもり、認知症の発症等の様々なリスクを回避するために、健康維持の取り組みの実施は欠かせません。

また、高齢者の活躍の場や生きがいづくりへの支援も必要といえます。高齢者が関心のある地域活動に気軽に参加できるようになるとともに、地域活動の企画・運営に関心がある人が役割を持てるようになるなど、地域活動の環境の整備が求められています。

#### (2)地域包括ケアシステムの継続的推進

本町の重度の要介護認定者の割合は増加傾向にあり、将来に備え、要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、支援体制の強化に取り組むことが必要であるといえます。

本町ではこれまで、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできましたが、地域の複雑化・複合化していく支援ニーズに対応するために、今後も継続して地域包括ケアシステムの体制強化に取り組むことが必要です。地域包括支援センターの機能強化、国、県や関係機関との連携強化を進めるなど、包括的な支援への取り組みが重要となっています。

## (3) 地域全体の見守り体制づくりの推進

本町では、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加していることが明らかになっています。また、アンケート調査結果からは外出回数の減少がみられる高齢者が3割を超えて多いことが示されており、閉じこもりや孤立防止のための継続的対策が必要であることがうかがえます。

高齢者の閉じこもりは、うつや認知症等の症状の原因となる可能性があり、またこれらの症状を進行させる要因の一つです。これらを防ぐためには、公的な支援サービスに加え、地域の住民同士の見守り体制が欠かせません。生活する上で起こり得るささいな困りごとを住民同士で助け合うネットワークづくりに取り組むことが必要です。

なお、住民同士の助け合いの仕組みを構築することは、高齢者だけでなく全ての住民にとって重要であるといえます。「支える側」「支えられる側」の関係を超えた地域でのつながりづくりは、今後起こり得る災害への対策としても重要な取り組みとなっています。

# 第3章 計画の基本方針

## 1. 基本理念

本町では、「第2期由良町総合戦略」において「住みやすいまちをつくる」を基本目標の一つとして掲げ、その実現に向けて、希薄化傾向のある地域コミュニティの活性化や、高齢になってもいきいきとした生活を送れるための健康づくり、災害に対応できるような安心・安全なまちづくりに取り組んでいます。

本町の高齢化率は令和2 (2020) 年時点で38.3%と、超高齢化社会に突入しています。このような状況のなかで高齢者が地域でいきいきと暮らすために、本町は関係機関や市民団体、さらに国や県と連携を取りながら、住民のニーズに対応するために包括的な支援体制のさらなる強化に取り組みます。また、高齢者だけでなく、全ての住民が互いに支え合い、暮らしと生きがいをともに創るような地域社会の実現を目指します。

本計画においては、第7期計画を踏襲し、「健康でいきいき 自分らしい暮らしをめざせるまちづくり」を基本理念として定めます。

#### ■基本理念

健康でいきいき 自分らしい暮らしをめざせるまちづくり

## 2. 基本目標

## 基本目標 1 健康づくり・生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、介護予防や重度化防止のための長期的な取り組みが必要です。疾病予防や早期発見等を目的とした保健事業と、介護予防事業との一体的実施の推進に取り組みます。

また、いきいきとした暮らしのためには、体の健康だけではなく、活躍の場や生きがいづくり等の心の健康のための取り組みも重要です。地域活動等の交流の場に気軽に参加できるような仕組みづくりに取り組みます。

高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、健康寿命の延伸を図ります。

## 基本目標2 地域共生社会の実現・地域包括ケアシステムの深化

本町ではこれまで、地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。今後も一層の体制強化を図るため、地域包括支援センターの機能強化や関係機関との連携強化を推進し、地域包括ケアシステムが目的とする「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける」ことができる社会を目指します。

また、今後高齢者の暮らしを守るためには、公的サービスだけでなく地域による支援が不可欠です。地域に暮らす住民一人ひとりが地域に目を向け、主体的に関わることで、支え合う仕組みの浸透を図り、互いが気軽に支え合い、助け合える「地域共生社会」の実現を目指します。

## 基本目標3 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の数は今後増加し続けることが予想されます。今や認知症は誰もがなり得るものであり、今後多くの人にとって身近なものになることが予想されます。認知症の発症を遅らせるように努め、たとえ認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で希望を持って自分らしく日常生活を過ごすための施策の推進が必要とされています。

本町では、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開に関する施策を推進します。

## 基本目標4 高齢者の安心・安全への取り組み

高齢化が進行するなかで高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、公的サービスが安定的に供給できるよう体制強化を図ることが重要です。医療や介護の関係機関や市民団体、さらに国や県と連携を取りながら、高齢者の権利擁護や住環境等の整備、必要な介護サービスの提供に努め、高齢者の安心・安全な暮らしを守るために、適切なサービスの提供と仕組みづくりに取り組みます。また、恒常的に人材が不足している介護現場においては、人材の確保だけでなく、業務改善革新が急務となっています。今後さらに生産人口が減少するなかで、介護現場が地域における介護ニーズに応え、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めます。

## 3. 施策体系

#### 基本理念

# 健康でいきいき 自分らしい暮らしをめざせるまちづくり

#### 基本目標

#### 基本目標1

健康づくり・ 生きがいづくりの推進

#### 施策

- 1. 健康づくりの推進
- 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 3. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

#### 基本目標2

地域共生社会の実現・ 地域包括ケアシステムの深化

- 1. 地域包括支援センターの機能強化
- 2. 地域ケア会議の充実
- 3. 在宅医療・介護連携の推進
- 4. 高齢者の見守り体制の推進
- 5. 身近な地域での生活支援

#### 基本目標3

#### 認知症施策の推進

- 1. 認知症への理解普及・啓発事業
- 2. 認知症予防の推進
- 3. サービスの充実と介護者への支援
- 4. 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

#### 基本目標4

高齢者の安心・安全への 取り組み

- 1. 高齢者の権利擁護の推進
- 2. 高齢者の住環境等の整備
- 3. 介護給付適正化へ向けた取り組みの推進

# 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 健康づくり・生きがいづくりの推進

## 1. 健康づくりの推進

一人ひとりの自主的な健康管理と健康づくりを基本に、地域全体で健康づくりのための各種事業の推進に努め、保健事業と介護予防の一体的実施を目指します。

## (1) 地域における普及・啓発事業

住民の疾病予防と健康の保持・増進のために、各個人の健康管理意識を育てるとともに、家庭における健康的な生活を実践するための情報提供や啓発活動を効果的に行い、健康づくりに関する正しい知識の普及を図ります。

本町では、食生活改善推進協議会において、男性のための料理教室をはじめ、食育教室や生活 習慣病予防のための減塩推進スキルアップ事業、「生涯骨太クッキング」等の取り組みを継続的 に実施します。

また、生活習慣病や老人性疾患等を予防するには、日頃からかかりつけ医に相談し、生活習慣の改善につなげることが重要です。疾病の初期段階で適切な処置が行われるよう、かかりつけ医を持つことの重要性について引き続き啓発します。

## (2)疾病予防の推進

疾病の早期発見を目的に実施してきた保健事業について、平成20(2008)年4月からは健康増進法に基づいて、健康づくりや疾病予防に重点を置き推進しています。

特に、生活習慣病の予防対策を効果的に行うため、疾病の特性や対象者一人ひとりの置かれた 生活環境等を踏まえて、各種健康相談、健康教育の内容について一層の充実を図ります。

#### ① 健康相談

健康面の問題や不安の軽減及び適切な治療方法等について、相談や指導を行います。

また、メタボリックシンドローム予防やがん予防等、病態別に個人の食生活や生活習慣を考慮 した相談や指導・助言を行います。

#### ② 健康教育

生活習慣病の予防や健康管理に必要な知識を習得するための教室や講座を開催し、住民の健康づくりのための行動を支援します。

#### ●個別健康教育

個別健康教育は平成20(2008)年度より、老人保健法から健康増進法に位置づけられました。 指導担当者は、高血圧・脂質異常症・糖尿病等の種類に応じて、対象者に直接健康教育を行い ます。また、40歳から74歳までの人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健 診を実施し、健診結果に基づき、発症リスクが高い人に対して特定保健指導を行います。

#### ●集団健康教育

生活習慣病やその他健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という意識を高め、各個人が主体的に健康の保持・増進に取り組めるよう支援します。

## (3) 各種検診の充実

健康づくりと疾病予防の推進のため、各種検診事業の充実を図ります。

#### ① 健康診査事業

生活習慣病の予防や疾病の早期発見を行うために、様々な健康診査を推進します。

#### ② がん検診事業

がんを早期に発見し、適切な治療を行うことができるよう、がん検診を実施します。

## (4) 感染症対策の充実

感染症に関する正しい知識の普及と理解を深めるための普及活動等を積極的に進めるとともに、各種予防活動の充実を図ります。本町では、満 65 歳以上の人に対し、高齢者インフルエンザ予防接種を実施しています。令和 2 (2020) 年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症対策も含め、国や県と連携を取りながら、予防や治療等の感染症対策の充実を図ります。

## (5)健康増進対策の実施

壮年期からの健康促進を図るとともに、生活習慣病の予防や介護予防のため、町内でのウォーキング大会やスポーツ・文化活動のイベントを開催し、由良町全体で健康づくりに取り組みます。また、由良町オリジナルの「由良町健康いきいき体操」の一層の普及に努め、フレイル\*\*予防を図ります。

※ 高齢になるにつれ、心身のはたらきや社会的なつながりが弱くなった状態。要介護状態に至る前段階として考えられている。

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の 多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを 推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

既存事業や地域資源を活用し、事業者間で連携しながら、サービスの充実を図ります。

#### (1)介護予防・生活支援サービス事業

生活支援コーディネーターや協議体、就労的活動支援コーディネーターの連携により地域のニーズや資源等の把握を行い、地域の実情に応じて、要支援者等へ向けてサービスを提供していきます。

#### ① 訪問型サービス

身体介護が必要でないものの、閉じこもりや意欲の低下等のおそれがあり通所が困難な高齢者に対し、自宅での日常生活上の支援を提供することにより、生活機能の維持向上を図り、介護防止に努めます。既存の事業所を中心として、家事の支援や高齢者の移動支援等、サービス提供体制の確保に努めます。

#### ② 通所型サービス

要介護状態になるおそれがある高齢者に対し、運動機能を高めるプログラムや集いの場を設け、日常生活上の支援を提供するとともに外出機会の増加を図ります。

#### ③ 生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食サービスや一人暮らしの高齢者等への見守り活動等の多様なサービスを提供し、生活支援ニーズに対応します。

## (2)一般介護予防事業

保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を 得ながら、高齢者の介護予防や要介護状態の軽減等を目指すとともに、住民主体の通いの場を充 実させるなど、地域のつながりづくりに活かします。

#### ① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の支援が必要な高齢者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。

#### ② 介護予防普及啓発事業

全ての高齢者を対象に、「由良町元気高齢者運動教室」を開催し、介護予防に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、介護予防の取り組みを実践します。

#### ③ 地域介護予防活動支援事業

本町が介護予防に資すると判断した住民主体の通いの場等の地域活動や団体について、育成・ 支援を行います。

#### ④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行います。

#### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の機能強化を図るために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

#### 目標

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場の拠点数	箇所	3	3	3
通いの場の参加者数	人	20	20	20

### 3. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が長い人生を豊かに過ごしていくためには、一人ひとりが生きがいを持ち活動的に暮らしていくこと、また、高齢者自身が地域のなかで知識や経験を活かして積極的に社会参加していくことが重要であり、それは活力ある地域づくりにも必要不可欠なことです。

高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康で過ごすことができ、より多くの分野で活躍できるよう取り組みを進めます。

### (1) 高齢者の就労機会の拡大

高齢者が培ってきた知識や経験、能力が地域で活かされるよう、地域の日常生活に密着した仕事を提供するなど、就労機会の拡大に努めます。

### (2) 交流機会の充実

#### ① 地域活動等への支援

健康づくりやボランティア、趣味等の地域活動への支援を積極的に行います。公民館等の地域 の施設を活用するなど、高齢者が身近な場所で交流する機会が持てるよう努め、余暇時間の充足 や交流機会の充実を図ります。

地域活動を通じた仲間づくりや健康づくり、さらに世代間交流や地域とのつながりづくりを目指します。

#### ② 地域活動への参加促進

知識や経験を有する高齢者や地域活動への参加に意欲的な高齢者が、活動の企画や運営に参加することができるよう支援し、元気高齢者の多い地域を目指します。

さらに、高齢者に限らず様々な世代がまちづくりに参画できるように、行政をはじめとする関係機関や住民との連携・協働のより一層の充実に努めます。

### 基本目標2

### 地域共生社会の実現・地域包括ケアシステムの深化

### 1. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、総合相談や権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行い、地域住民を包括的に支援することを目的としています。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を発揮し、相互に連携・協働しながら取り組んでいます。

高齢化がさらに進行することが予想されるなか、一層の体制強化に取り組む必要があります。 本町では、地域包括支援センターと行政との連携及び役割分担の明確化を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護施設等の事業者と連携し、相談支援の機能強化を図ります。

#### ■地域包括支援センターの機能強化

#### 平成 18 年~平成 27 年まで 平成 28 年以降の見直し 包括的支援事業(新) 包括的支援事業(旧) 〇地域包括支援センターの運営 〇地域包括支援センターの運営 (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業 (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業 務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援) 務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援) 〇社会保障充実分 ●在宅医療·介護連携の推進 ●認知症施策の推進 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域 支援推進員等) ●生活支援体制整備 (コーディネーターの配置、協議体の設置等) ●地域ケア会議の充実 〇任意事業 O任意事業

#### \_\_\_\_ 前期計画での見込量と実績

	出任	単位 平成 30 年度		令和え	<b>元年度</b>	令和2年度		
	中世	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※8月まで	
介護支援専門員から受けた								
相談事例の内容や件数等	件	40	43	40	20	40	7	
を整理・分類した件数								
介護支援専門員を対象とし		2	5	2	3	2	2	
た研修会の実施回数	Ш	2	3	2	3	2	2	

#### 目標

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援専門員から受けた 相談事例の内容や件数等	件	40	40	40
を整理・分類した件数				
介護支援専門員を対象とし		5	5	5
た研修会の実施回数	ū		3	5

## 2. 地域ケア会議の充実

要介護者等に適切な保健・医療・福祉サービスを提供するために、地域包括支援センターを中心に居宅介護支援事業者とサービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する「地域ケア会議」を実施しています。具体的な事例を通じて地域の社会資源やニーズ等の情報交換・意見交換を行い、地域の現状や課題を把握・検討しています。

また、必要に応じて地域ケア個別会議を積極的に開催し、介護支援専門員等から相談を受けた 個別ケースの課題解決と支援を図ります。

### 目標

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議の開催回数	回	6	6	6
地域ケア会議での事例検討数	件	6	6	6

### 3. 在宅医療・介護連携の推進

医療機関等との連携による地域資源の把握や研修等を通じて、医療と介護の密接なネットワークを構築し、効率的・効果的できめ細かなサービスの提供を目指します。

### (1) 医療・介護サービスの対応力強化

地域における看取りに関する取り組みや認知症の人への対応力を強化するとともに、災害等有事の際にも継続的に医療・介護サービスの提供ができるよう、連携強化と体制整備に努めます。

### (2) リハビリテーションの体制整備

リハビリテーションを必要とする要介護(要支援)者が、急性期・回復期から生活期へ切れ目のないリハビリテーションサービスを利用できるような体制の整備が求められています。

現在、本町はサービス提供事業所を有しておらず、町外の訪問サービスを受けているケースがほとんどです。そのような状況のもとで住民に必要なサービスを適切かつ安定的に提供することができるよう、医療機関や御坊圏域の事業者等との連携強化に取り組みます。

### 4. 高齢者の見守り体制の推進

高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。 家庭内の介護力が低下しており、公的なサービスだけでは全ての高齢者を支えることが困難なため、地域住民が連携を深め、助け合い、支え合う体制づくりを進める必要があります。

### (1)地域見守りネットワーク体制の整備

高齢者が住み慣れた家庭で安心して生活が送れるよう、家庭内での安全対策として、緊急通報 装置の設置推進、消防や警察、民生・児童委員等、地域との連携を円滑にし、安心・安全なネットワークを構築していきます。

また、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関とのネットワークの 構築を図ります。高齢者の緊急時に適切な医療活動を促進する「救急医療情報キット配布事業」 を行い、緊急時にもネットワークが機能するよう体制整備します。

さらに、老人クラブや各種ボランティア団体等に対し、身近な見守り活動をはじめとする地域 活動への協力を要請し、住民の積極的な参画による地域福祉の推進を目指します。

### (2) 福祉意識の啓発

町内の小中学校にて、福祉教育や福祉体験事業の推進を図るとともに、青少年及び成人を対象とした学習教室を実施するなど、生涯学習活動等のあらゆる機会をとらえ、住民の福祉意識の向上に向けた取り組みを行います。

### (3) 災害や感染症対策にかかる体制整備

#### ① 災害対策

災害時に支援を必要とする高齢者の安全保護のため、「由良町地域防災計画」に基づき災害対策を進め、万が一災害が発生しても迅速に避難支援が行われるよう体制整備に努めます。

注意啓発等を通じて日頃から高齢者自身の意識に働きかけるとともに、民生・児童委員等からの情報をもとにした避難行動要支援者名簿の作成や、避難所や経路の整備、物資の輸送や給水給食を考慮に入れた避難訓練等を行います。

#### ② 感染症対策

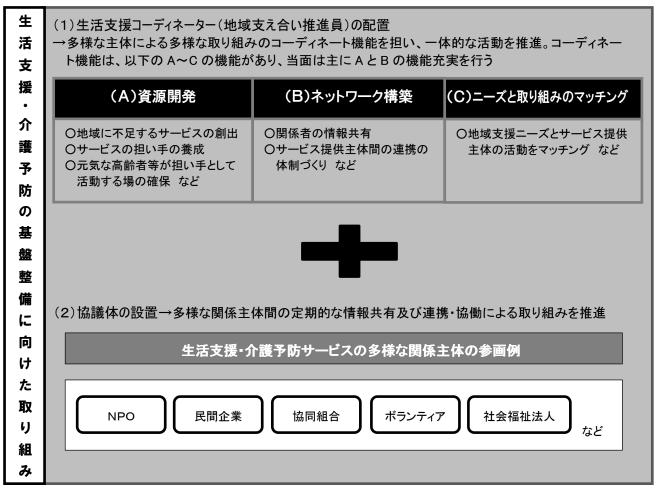
令和2 (2020) 年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症対策に努め、感染予防の啓発を行うとともに、万が一感染した場合や濃厚接触者となった場合の相談窓口や対応方法の周知を行います。さらに、医療・介護従事者へ研修等を行うとともに、御坊・日高圏域や県との密な情報交換のもと、医療体制の整備に取り組みます。

### 5. 身近な地域での生活支援

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、「生活支援コーディネーター」を配置し、 日常生活上で起こる困りごとへの支援やサービスを提供しています。

また、生活支援コーディネーターや生活支援サービスの提供者等が情報共有や連携を図るための場として、「生活支援体制整備推進協議体」を開設しました。地域資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを行うなかで、「認知症カフェ」等の取り組みを実施しています。

#### 【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



※コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

### 基本目標3

### 認知症施策の推進

### 1. 認知症への理解普及・啓発事業

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で、希望を持って自分らしく日常生活を過ごすには、高齢者やその家族、また地域全体が正しい知識を身につけることが必要不可欠です。地域における認知症施策推進の基盤として、認知症への理解普及・啓発の取り組みが求められています。

### (1)認知症の普及・啓発

認知症の症状やケアに関わる事項について住民が理解を深められるよう、パンフレットの配布・設置やホームページでの掲載を行うとともに、「世界アルツハイマーデー」(毎年9月21日)及び「世界アルツハイマー月間」(9月)に合わせて、認知症の啓蒙に関わる活動を推進します。

また、高齢者自身や家族等の身近な人に認知症と思われる症状がある場合や認知症に関する困りごとに直面した場合に、本人や家族等が利用できる相談窓口の周知に努め、早期発見・早期対応につなげます。

### (2) 本人発信支援

認知症になっても個人の権利や尊厳が守られ、自分の意思や意見を発信できるような仕組みづくりが必要です。医療・介護従事者向けに認知症に関する研修等を実施し、認知症の人の意思や意見を尊重し、自ら意思決定できるよう支援するための体制構築に努めます。

また、認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施等を通じて、認知症の人の意見の把握とともに、施策の企画・立案、評価への本人視点の反映を行います。

### 2. 認知症予防の推進

認知症の発症をできる限り遅らせ、また、認知症になったとしても進行が緩やかになるよう、 治療や支援等の取り組みを推進し、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域を 目指します。

発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、一連の流れを標準的に示した「認知症ケアパス」について、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有し、サービスが切れ目なく提供されるよう活用を推進します。

また、認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応等の活動推進を行います。

### 3. サービスの充実と介護者への支援

地域のニーズに応じて、認知症対応型の地域密着型サービス等の提供体制の確保を行います。 また、認知症地域支援推進員への新任者・現任者研修を実施し、支援の質の向上を目指します。 さらに、認知症高齢者を地域で支援していくためには、本人だけでなく家族等介護者への支援 も必要です。認知症の人や家族等が集い、専門家を交えて情報を共有する「認知症カフェ」の実 施と拡充を行い、介護者の精神的負担の軽減や問題解決に一層取り組みます。

### 4. 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進し、認知症へのサポートを継続的に展開するための地域基盤を構築します。

### (1)認知症バリアフリーの推進

認知症の人と関わる機会が多い業種の従業員や、子ども・学生を中心に、認知症サポーターの 養成に努めるとともに、認知症サポーターを認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的 な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」等)の構築に努めます。

また、地域の警察署との連携を行い、徘徊に対応できるよう見守り体制を強化するとともに、 万が一の場合に広域においても対応できるよう、御坊・日高圏域との連携に努めます。

### (2) 若年性認知症の人への支援

認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員が、県下の若年性認知症コーディネーター と広域的なネットワークを構築し、若年性認知症の人へ相談支援や就労・社会参加支援ができる よう体制整備を行います。

### (3) 認知症の人の社会参加支援

若年性認知症を含めた認知症の人が社会参加活動に関わるための支援体制の整備を、認知症地域支援推進員が中心となって行います。また、介護サービス事業所において、認知症の人を含めた利用者への社会参加支援や社会貢献活動支援を行います。

# 前期計画での見込量と実績

	単位	平成 3	0 年度	令和元年度		令和2年度	
	中世	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※8月まで
認知症サポーターの養成人数	人	30	39	30	0	30	27

# 目標

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターの養成人数	人	30	30	30

# 基本目標4 高齢者の安心・安全への取り組み

### 1. 高齢者の権利擁護の推進

高齢者への虐待の相談・通報件数は、全国的に増加傾向にあります。早期発見や早期対応、医療との連携、介護保険サービス等の適切な利用により、介護負担の軽減や虐待を未然に防ぐ介護者支援の取り組みが重要となります。複雑な要因が重なって発生する虐待には、関係機関との連携による対応が必要です。

### (1) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止法では、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した者は、 市町村へ通報しなければならないこととされています。

住民及び事業者への啓発資料の配布や講演会の開催等、高齢者虐待予防の普及・啓発を行い、 地域全体で虐待予防、早期発見・早期対応についての意識の啓発を図ります。

また、介護保険サービス事業者や相談窓口担当者に対して、高齢者虐待防止への対応や介護者のケアに関する技術的・専門的な支援を図ります。

特に、介護を必要とする高齢者等への虐待の防止を図るため、虐待予防・早期対応・アフターケア等の体制が充実するように、介護保険サービス事業者や民生・児童委員、警察等の関係機関との連携を深めます。

### (2) 家族介護者への支援

高齢者への虐待は、介護を行う家族が心身ともに疲労した結果発生することがあります。介護者の負担軽減を図るため、相談窓口の周知や当事者の交流機会の提供、参加促進を行います。

また、家族介護者が介護を理由に離職せざるを得ない事態を防ぐため、御坊・日高圏域でプロジェクトチームを結成し、介護サービスの基盤整備等の取り組みを進めています。

### (3)日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

自分で契約等の判断をすることが不安な高齢者やお金の管理に困っている高齢者に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を支援します。

事業の実施にあたっては、由良町社会福祉協議会と連携し展開を図ります。

### (4) 成年後見制度利用支援

判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に対して、家庭裁判所に成年後見制度の申し立てに際しての助成等を行います。

### 2. 高齢者の住環境等の整備

高齢者が住み慣れた地域で安定した暮らしを確保するためには、医療・介護・福祉、そして住まいが連携し、安心できる介護サービスや生活支援サービスが適切に提供される住環境の整備を促進していくことが必要です。

### (1)緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者等に対して、急病時等に緊急対応が可能な緊急通報装置等を設置すること で、家庭内の安全対策の充実を図ります。

### (2) バリアフリー化の推進

高齢者の身体機能の低下や障害の程度に応じて自宅のバリアフリー化を進めていくことができるよう、家屋の改造、改修工事等に関する情報提供や相談等の支援を推進します。

また、住宅だけでなく道路等公共空間においてもバリアフリー化を推進し、障壁を減らすよう 努めることで、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

### (3) 高齢者の住環境の整備

高齢者の心身の状態や介護状況、または個人のニーズに応じて、適切な住環境を提供できるよう取り組みを進めます。

個人の持ち家や賃貸住宅に加え、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が高齢者の住居として選択されている現状を踏まえ、本町は各施設の利用状況等の把握に努め、県との情報共有を積極的に行うとともに、介護サービス相談員を活用するなどしてサービスの質の確保を図ります。

■御坊・日高圏域の各施設の設置状況(令和2年10月時点)

	箇所数	居室	定員
有料老人ホーム	2	70	80
サービス付き高齢者向け住宅	3	56	58

### 3. 介護給付適正化へ向けた取り組みの推進

介護保険制度は、在宅介護の充実や推進を理念の一つとして掲げており、実際のサービス利用 についても、居宅サービスの伸びは年々大きくなっています。在宅介護を推進していくために、 居宅介護サービスの充実、ケアマネジメントの質の向上、介護サービス事業者を含めた連携体制 の強化等、様々な観点からの基盤整備や質的向上を図る必要があります。

地域密着型サービスについても、地域におけるゆとりのある継続的な支援体制の確保のため、 事業所の整備を一層促進します。

また、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険施設の入所に際しては、利用者 が適切な施設を選択して利用できるよう、圏域との調整を図りながら施設サービスの提供に努め、 さらに施設での生活を居宅に近いものとするため、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重する ような支援体制を整備します。

### (1) 関係機関との連携強化と介護現場の革新

#### ① 関係機関との連携強化

介護や支援を必要とする人がいつでも安心して介護サービスを円滑に利用できるように、地域 包括支援センターを中心とした関係機関の連携強化が必要です。介護サービスの質の向上に向け、 事業者による情報交換の機会を拡大するなど、町と事業者、あるいは事業者同士の連携体制の強 化を推進します。

#### ② 介護人材の確保と現場革新

介護サービスの安定的供給のためには、介護人材の確保と介護現場の業務改善を両輪として取り組む必要があります。県と連携し、元気高齢者を含めた新規人材の確保や、キャリアアップの支援を行うなど人材の資質向上への取り組みや、人材の定着支援を行い、介護人材がやりがいを持って地域で働き続けられるよう努めます。

また、業務改善の観点においても県と連携し、申請様式や添付書類、手続きに関する簡素化、 様式例の活用による標準化、ICTの活用等の取り組みを推進し、業務効率化を図ります。

さらに、介護職の魅力発信に寄与するため、近隣地域のモデル施設やその取り組みを施設間で 共有するなどし、地域全体の介護現場の革新を図ります。

### (2) 相談体制及び苦情処理体制の推進

#### ① 相談体制

地域包括支援センターでは、地域の身近な相談窓口として、介護保険制度、介護予防、権利擁護等について保健・福祉全般の総合的な相談や関係機関との連絡調整を図るとともに、利用者の立場に立ち、生活に密着したきめ細かな支援を推進します。

#### ② 苦情処理体制

苦情が寄せられた場合は、住民の意向をよく聴き、事業者への事実照会も行い解決に努めます。 また、苦情や意見を述べやすくなるよう工夫を図り、その発生原因を分析し、事業者への周知も 行いながら、苦情発生の未然防止に努めます。

町での対応が難しい苦情や問題は、県や国民健康保険団体連合会とも連携し、適切な問題解決 を行います。

### (3) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

主要5事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療費情報との突合、介護給付費通知)の着実な実施に努めるとともに、担当者の知識向上や運営改善のため、講習会を実施するなどして体制整備を目指します。

#### ① 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等、介護支援専門員が実施した更新申請に係る認定調査の結果について、点検を行います。

また、町で実施している認定調査についても点検を行い、調査の平準化を図ります。

#### ② ケアプランの点検

ケアプランの点検については、町内の居宅介護支援事業所全てに年1回以上実施し、介護支援 専門員の資質の向上を図ります。

#### ③ 住宅改修等の点検

住宅改修については、利用者の実態に沿って適切な改修が行われるよう、工事見積書の点検及 び改修工事前後に現地調査を行います。

また、福祉用具購入については、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

#### ④ 縦覧点検・医療費情報との突合

国民健康保険団体連合会と連携し、縦覧点検・医療費情報との突合を行い、過誤請求の発見に 努めます。

#### ⑤ 介護給付費通知

介護サービス受給者に対して、年に2回給付費通知を発送することにより、受給者に通知内容のとおりのサービスの提供を受けたか、支払った利用者負担額と相違ないかどうかの確認を促します。また、受給者から疑義があるサービス利用実績等を申し出てもらうことにより、事業者からの不正請求等の抑制に努めます。

# 前期計画での見込量と実績

	単位	平成 3	0 年度	令和え	<b>元年度</b>	令和2年度		
	甲亚	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※8月まで	
認定調査状況チェック	%	100	100	100	100	100	100	
住宅改修	件	3	3	3	0	3	0	
福祉用具購入	件	3	3	3	0	3	0	
縦覧点検・医療費情報との 突合	%	100	100	100	100	100	100	

## 目標

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査状況チェック	%	100	100	100
ケアプランの点検	回	1	1	1
住宅改修	件	3	3	3
福祉用具購入	件	3	3	3
縦覧点検・医療費情報との 突合	%	100	100	100
介護給付費の通知	%	100	100	100

# 第5章 介護保険事業計画

### 1. 介護保険サービス見込量の推計

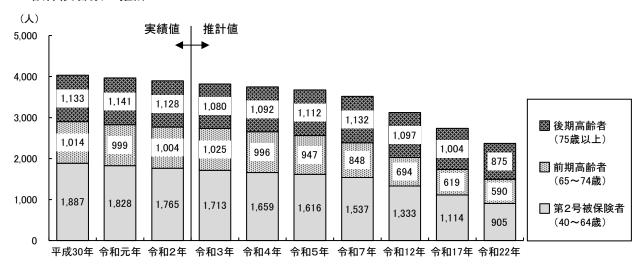
### (1)被保険者数の推計

被保険者数の推計をみると、第1号被保険者数は平成30(2018)年から令和22(2040)年にかけて一貫して減少が続き、令和22(2040)年には平成30(2018)年の約3分の2の1,465人となる見込みです。

前期・後期高齢者は増減を繰り返しながら、それぞれ令和4(2022)年、令和12年(2030)頃には減少に転じると予測されています。

第2号被保険者数も一貫して減少が続き、令和22(2040)年には平成30(2018)年の半数以下の905人となる見込みです。

#### ■被保険者数の推計



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2025)	(2030)	(2035)	(2040)
総人口	5,825	5,714	5,562	5,409	5,276	5,123	4,840	4,203	3,614	3,067
第1号被保隧 (65歳以上	2,147	2,140	2,132	2,105	2,088	2,059	1,980	1,791	1,623	1,465
前期高(65~74	1,014	999	1,004	1,025	996	947	848	694	619	590
後期高 (75歳以	1,133	1,141	1,128	1,080	1,092	1,112	1,132	1,097	1,004	875
第2号被保险 (40~64歳	1,887	1,828	1,765	1,713	1,659	1,616	1,537	1,333	1,114	905

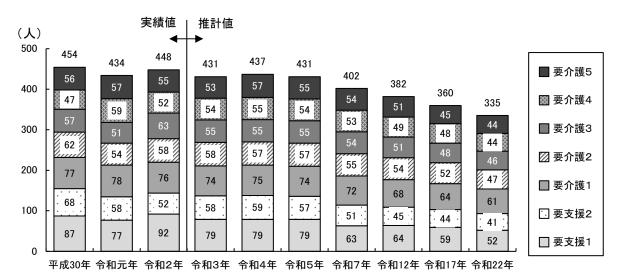
出典:住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法で算出(平成30年~令和2年は9月末時点)

### (2) 要介護(要支援) 認定者数の推計

要介護(要支援)認定者数の推計をみると、全体としては増減を繰り返しながら令和5(2023) 年に減少に転じ、令和22(2040)年には335人と予測されています。

要介護度別にみても同様に、増減を繰り返しながら緩やかに減少する見込みです。

#### ■要介護(要支援)認定者数の推計



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2025)	(2030)	(2035)	(2040)
合計 (人)	454	434	448	431	437	431	402	382	360	335
要支援1 (人)	87	77	92	79	79	79	63	64	59	52
要支援2(人)	68	58	52	58	59	57	51	45	44	41
要介護1 (人)	77	78	76	74	75	74	72	68	64	61
要介護2(人)	62	54	58	58	57	57	55	54	52	47
要介護3(人)	57	51	63	55	55	55	54	51	48	46
要介護4(人)	47	59	52	54	55	54	53	49	48	44
要介護5(人)	56	57	55	53	57	55	54	51	45	44

出典:住民基本台帳をもとに、令和2年7月までの年代別要介護認定率の動向を踏まえて算出 (平成30年~令和2年の実績値は9月末時点)

### (3) 居宅サービスの見込量の推計

居宅サービスについて、第7期計画期間中の要介護度別の利用率や1人あたりの利用回数(日数)の動向等から、それぞれのサービスについての利用回数(日数)、利用者数を推計しました。なお、表中の利用回数(日数)、利用者数の数値は、1か月あたりの数値です。(以下同様)

### ■介護予防サービスの利用者数等の実績及び推計(予防給付)(1か月あたり)

		第 7 月	胡(実績	植)	第 8 3	朝 (見込	. み)	長期	推計
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 <sup>※</sup>	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護予防訪問入浴介護	利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0
) "暖"的初问人治》:" 	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>办罐</b> 圣陆計問套罐	利用回数	121	76	182	146	168	191	150	99
介護予防訪問看護	利用者数	12	8	12	8	9	10	8	5
介護予防訪問	利用回数	197	214	165	165	166	168	167	141
リハビリテーション	利用者数	15	16	12	13	13	13	13	11
介護予防居宅療養管理指導	利用者数	2	2	2	2	2	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション	利用者数	0	1	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	利用日数	29	26	12	23	27	27	16	16
	利用者数	4	4	1	3	3	3	2	2
介護予防短期入所療養介護	利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0
(老健)	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0
(病院等)	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0
(介護医療院)	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	利用者数	30	30	27	30	30	30	30	25
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数	1	1	2	3	3	3	1	1
介護予防住宅改修	利用者数	2	1	1	2	2	2	3	2
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数	4	4	6	6	6	6	7	6
介護予防支援	利用者数	51	49	43	46	47	48	46	38

## ■居宅サービスの利用者数等の実績及び推計(介護給付)(1か月あたり)

		第7	期(実績	<b>値)</b>	第 8 排	朝(見込	. み)	長期推計		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度*	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度	
<b>計</b>	利用回数	1,208	1,323	1,183	1,216	1,218	1,219	1,256	1,050	
訪問介護 	利用者数	43	47	50	48	48	48	48	40	
計冊 7 次人等	利用回数	1	0	0	0	0	0	0	0	
訪問入浴介護 	利用者数	1	0	0	0	0	0	0	0	
<b>計</b> 明 手 莊	利用回数	248	255	285	294	294	294	254	221	
訪問看護	利用者数	18	17	21	22	22	22	21	18	
訪問リハビリテーション	利用回数	147	119	235	231	251	251	251	212	
初向りパピッテーション	利用者数	12	10	17	17	18	18	18	15	
居宅療養管理指導	利用者数	14	18	25	28	28	28	29	24	
通所介護	利用回数	1,012	1,022	1,144	1,147	1,157	1,177	1,116	953	
<b>週別月設</b>	利用者数	93	94	104	102	103	104	96	82	
通所リハビリテーション	利用回数	40	58	73	88	89	90	91	91	
通所りれこりナーション	利用者数	5	6	7	9	9	9	9	9	
短期入所生活介護	利用日数	373	314	460	405	422	422	375	320	
应朔八川工冶川设	利用者数	35	32	38	37	38	38	33	28	
短期入所療養介護	利用日数	31	26	21	17	17	17	17	17	
(老健)	利用者数	4	4	4	4	4	4	4	4	
短期入所療養介護	利用日数	2	6	0	0	0	0	0	0	
(病院等)	利用者数	1	1	0	0	0	0	0	0	
短期入所療養介護	利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	
(介護医療院)	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	利用者数	72	76	96	97	98	99	96	82	
特定福祉用具購入費	利用者数	2	2	5	4	4	4	2	2	
住宅改修	利用者数	2	2	2	2	2	2	2	2	
特定施設入居者生活介護	利用者数	13	11	10	11	11	11	9	8	
居宅介護支援	利用者数	151	146	165	153	154	152	148	125	

### (4) 地域密着型サービスの見込量の推計

地域密着型サービスについて、第7期計画期間中の要介護度別の利用率や1人あたりの利用回数(日数)の動向等から、それぞれのサービスについての利用回数(日数)、利用者数を推計しました。

#### ■地域密着型介護予防サービスの利用者数等の実績及び推計(予防給付)(1か月あたり)

		第 7	第 7 期 (実 績 値)			第8期(見込み)			長期推計	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 <sup>※</sup>	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度	
介護予防認知症対応型	利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	
通所介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	

※令和2年度の数値は見込値

#### ■地域密着型サービスの利用者数等の実績及び推計(介護給付)(1か月あたり)

		第 7 月	朝(実績	値)	第 8 3	朝 (見込	. み)	長期推計	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 <sup>※</sup>	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>家尔萨特内刑语武人</b> 进	利用回数	13	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護   	利用者数	1	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	利用者数	4	8	9	9	9	9	9	8
地域密着型 特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
和 地域密着型通所介護 	利用回数	298	289	292	296	297	305	248	211
地域证相至地別月設	利用者数	29	27	27	29	30	31	21	18

### (5) 施設サービスの見込量の推計

施設サービスについて、町内または近隣自治体における施設整備の動向等を勘案して、見込量を設定しました。

### ■施設サービスの利用者数等の実績及び推計(1か月あたり)

		第7月	第 7 期 (実 績 値)			第8期(見込み)			推計
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 <sup>※</sup>	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護老人福祉施設	利用者数	63	62	60	62	62	62	61	50
介護老人保健施設	利用者数	30	32	36	39	39	39	39	32
介護医療院	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	利用者数	0	0	0	0	0	0		

### (6) 地域支援事業の見込量の推計

地域支援事業について、第7期計画期間中の実績に基づき、地域のニーズや資源等の地域の実情を勘案して、見込量を設定しました。なお、事業費は年間累計の金額で、利用者数は1か月あたりの人数です。

#### ■地域支援事業の利用者数等の実績及び推計

<事業費…年間(単位:千円)、利用者数…1か月あたり>

		第7月	期(実績	植)	第 8 ‡	朝 (見込	. み)	長期	推計
		平成	令和						
	+ 50 40 人	30 年度	元年度	2 年度*	3 年度	4年度	5年度	7年度	22 年度
1) 介護予防・日常生活								Π	
  訪問介護相当サービス	事業費	7,567	7,627	8,000	8,000	8,000	8,000	7,220	4,865
	利用者数	22	22	25	25	26	27	23	15
訪問型サービスA	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
##31:00 E 7	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスB	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスC	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスD	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
ほご人荘センサービュ	事業費	17,983	15,984	18,000	18,000	18,000	18,000	16,245	10,947
通所介護相当サービス	利用者数	40	40	43	43	44	45	39	26
通所型サービスA	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
通用型リーロスA	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービスB	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービスC	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・ 通所型サービスの一体的提供等	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	事業費	2,501	1,833	2,500	2,500	2,500	2,500	2,509	1,939
介護予防把握事業	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	事業費	857	998	800	1,100	1,100	1,100	803	621
地域介護予防活動支援事業	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
一般介護予防事業評価事業	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション 活動支援事業	事業費	0	0	0	200	200	200	0	0

		第7月	朝(実績	[値)	第 8 3	朝 (見込	<u>、</u> み)	長期	推計
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度**	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
上記以外の介護予防・日常 生活総合事業	事業費	144	193	190	200	200	200	191	147
2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業									
包括的支援事業(地域包括 支援センターの運営)	事業費	6,553	1,927	2,000	2,000	2,000	2,000	1,857	1,374
任意事業	事業費	1,434	966	1,000	1,500	1,500	1,500	929	687
3)包括的支援事業(社会	会保障充	実分)							
在宅医療・介護連携推進事 業	事業費	568	774	1,500	1,200	1,200	1,200	1,500	1,500
生活支援体制整備事業	事業費	26	1	10	100	100	100	10	10
認知症初期集中支援推進 事業	事業費	20	0	20	100	100	100	20	20
認知症地域支援・ケア向上 事業	事業費	0	0	0	100	100	100	0	0
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	事業費	0	0	0	100	100	100	0	0
地域ケア会議推進事業	事業費	0	0	0	100	100	100	0	0

## 2. 給付費の推計

### (1) 予防給付費の推計

第8期計画期間中の予防給付費を、第7期計画期間中の実績に基づいて推計しました。

### ■3階終付弗の宝繕及が推計

■予防給付費の実績及び推計							(単位	: 千円)
	第7	胡(実績	値)	第 8 3	朝(見込	. み)	長期	推計
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 <sup>※1</sup>	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
1) 介護予防サービス								
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	5,967	4,068	6,802	5,694	6,360	7,095	5,959	3,706
③介護予防訪問リハビリテーション	6,486	7,447	5,661	5,686	5,734	5,778	5,745	4,865
④介護予防居宅療養管理指導	343	352	333	335	335	335	335	335
⑤介護予防通所リハビリテーション	0	145	0	0	0	0	0	0
⑥介護予防短期入所生活介護	2,320	2,138	1,199	2,248	2,629	2,629	1,519	1,519
⑦介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	1,943	2,218	2,072	2,321	2,321	2,321	2,338	1,957
⑪特定介護予防福祉用具購入費	440	297	442	1,440	1,440	1,440	480	480
⑫介護予防住宅改修	2,826	1,454	966	2,700	2,700	2,700	4,136	2,700
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	3,229	3,263	6,759	7,075	7,079	7,079	8,348	7,079
2) 地域密着型介護予防サービス								
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
3) 介護予防支援	2,707	2,589	2,310	2,482	2,537	2,590	2,483	2,050
予防給付費計※2	26,261	23,971	26,545	29,981	31,135	31,967	31,343	24,691

<sup>※1</sup> 令和2年度の数値は見込値

<sup>※2</sup> 端数処理の関係で合計が一致しないことがあります。

## (2)介護給付費の推計

第8期計画期間中の介護給付費を、第7期計画期間中の実績に基づいて推計しました。

### ■介護給付費の実績及び推計

(単位:千円)

	第7月	朝(実績	値)	第 8 3	期(見込	. み)	長期	推計
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 <sup>*</sup>	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
1)居宅サービス								
①訪問介護	38,139	41,147	37,201	38,429	38,518	38,552	39,791	33,244
②訪問入浴介護	78	0	0	0	0	0	0	0
③訪問看護	10,848	12,071	13,888	14,287	14,311	14,327	12,282	10,697
④訪問リハビリテーション	5,074	4,230	8,520	8,405	9,142	9,145	9,145	7,674
⑤居宅療養管理指導	1,846	2,324	3,635	4,333	4,335	4,335	4,463	3,689
⑥通所介護	98,404	101,047	116,842	118,004	119,636	121,666	115,369	98,289
⑦通所リハビリテーション	4,193	6,223	7,968	9,578	9,723	9,849	9,931	9,931
⑧短期入所生活介護	38,457	33,051	48,874	42,500	44,506	44,506	39,639	33,901
⑨短期入所療養介護 (老健)	3,850	3,595	2,755	2,254	2,255	2,255	2,255	2,255
⑩短期入所療養介護 (病院等)	99	420	0	0	0	0	0	0
⑪短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫福祉用具貸与	9,754	10,442	12,339	12,114	12,291	12,469	11,938	10,162
③特定福祉用具購入費	883	604	926	1,440	1,440	1,440	720	720
4)住宅改修	2,102	1,698	1,761	2,700	2,700	2,700	2,520	2,520
⑤特定施設入居者生活介護	32,185	26,837	24,359	27,033	27,048	27,048	21,926	19,824

(単位:千円)

	第7月	朝(実績	[値]	第 8 月	期(見込	<b>み</b> )	長期	推計
	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	30 年度	元年度	2 年度**1	3 年度	4 年度	5 年度	7 年度	22 年度
2) 地域密着型サービス								
①定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	873	0	0	0	0	0	0	0
④小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤認知症対応型共同生活介護	11,865	22,553	28,307	27,890	27,906	27,906	27,906	25,006
⑥地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
8看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	29,661	29,056	30,284	31,410	31,479	32,327	26,244	22,378
3)施設サービス								
①介護老人福祉施設	194,605	198,414	201,084	204,408	204,521	204,521	201,863	165,260
②介護老人保健施設	99,029	105,902	115,755	124,721	124,791	124,791	124,791	102,200
③介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0		
4) 居宅介護支援	25,264	24,904	28,430	26,310	26,625	26,234	25,593	21,575
介護給付費計※2	607,210	624,519	682,928	695,816	701,227	704,071	676,376	569,325

<sup>※1</sup> 令和2年度の数値は見込値※2 端数処理の関係で合計が一致しないことがあります。

### (3)介護保険サービス総給付費の推計

介護給付費と予防給付費の推計を合算した総給付費が、第8期計画における介護保険サービス 実施に必要と見込まれる給付費の合計となります。

■介護保険サービス総給付費(介護給付費+予防給付費) ※ (単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年計
介護給付費計	695,816	701,227	704,071	2,101,114
予防給付費計	29,981	31,135	31,967	93,083
総給付費	725,797	732,362	736,038	2,194,197

※端数処理の関係で合計が一致しないことがあります。

### 3. 保険料(第1号被保険者の負担額)の設定

### (1) 第7期計画からの変更点

保険料基準額の算定にあたり、第7期介護保険事業計画からの主な変更点は以下のとおりです。

#### ① 基準所得金額の設定

第8期計画期間中における第1号保険料の基準所得金額について、所得分布調査の結果を踏ま えて、以下のとおりに設定されました。

- ・第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
- ・第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 210万円(200万円より変更)
- ・第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 320万円 (300万円より変更)

#### ② 特定入所者介護サービス費の見直し

食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)について以下のとおり見直されました。

- ・施設入所者に対する食費居住費の助成
- ・ショートステイの食費居住費の助成
- ・食費居住費の助成の要件となる預貯金等の基準

#### ③ 高額介護 (予防) サービス費の見直し

現行の現役並み所得者のうち、年収約770万円以上の人と年収約1,160万円以上の人については、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせて、世帯の上限額を現行の44,400円から、それぞれ93,000円、140,100円と見直されました。

#### ④ 総合事業の対象者の弾力化

要支援者及びチェックリスト該当者に加えて、市町村の判断により、要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることが可能となりました。 (本町には当該サービスはなし)

#### ⑤ 税制改正に伴う所得指標の見直し

平成30(2018)年度の税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除、所得金額調整控除が見直されました。この改正に伴い、介護保険料の負担が増加するなどの影響を遮断するため、介護保険料に係る所得金額や所得段階の算定方法が見直されました。

### (2)介護保険料の算出

### ① 令和3年度~令和5年度の第1号被保険者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2,105 人	2,088 人	2,059 人		



3か年合計:6,252人

### 所得段階別加入割合補正後被保険者数:5,860人

(基準額の割合によって補正した令和3年度~令和5年度までの被保険者数)

### ② 令和3年度~令和5年度の保険給付費(標準給付費見込額)

#### ■令和3年度~令和5年度の標準給付費見込額

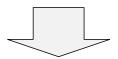
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	725,797,000 円	732,362,000 円	736,038,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	34,943,311 円	32,427,563 円	32,445,003 円
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	18,860,681 円	18,791,021 円	18,791,021 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,700,000 円	2,700,000 円	2,700,000 円
審査支払手数料	462,560 円	463,120 円	464,800 円
숨 計	782,763,552 円	786,743,704 円	790,438,824 円



第8期の標準給付費見込額合計: 2,359,946,080 円

### ③ 令和3年度~令和5年度の地域支援事業費(見込額)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	30,000,000円	30,000,000 円	30,000,000 円
包括的支援事業及び任意事業費	3,500,000 円	3,500,000 円	3,500,000 円
包括的支援事業費(社会保障充実分)	1,700,000 円	1,700,000 円	1,700,000円
合 計	35,200,000 円	35,200,000 円	35,200,000 円



第8期の地域支援事業費見込額合計:105,600,000円

### ④ 各年度の調整交付金相当額

### (標準給付費見込額+介護予防·日常生活支援総合事業費見込額) × 5 %

令和3年度	令和4年度	令和5年度
812,763,552 円×5%	816,743,704 円× 5 %	820,438,824 円×5%

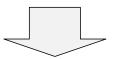


第8期の調整交付金相当額合計:122,497,304円

#### ⑤ 各年度の調整交付金見込額

### (標準給付費見込額+介護予防・日常生活支援総合事業費見込額)×調整交付金見込交付割合、千円単位で四捨五入

令和3年度	令和4年度	令和5年度
812,763,552 円×7.51%	816,743,704 円×7.47%	820,438,824 円×6.98%



第8期の調整交付金見込額合計: 179,317,000円

### ■保険料基準額の算定

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計*
標準給付費見込額(①)	782,763,552 円	786,743,704 円	790,438,824 円	2,359,946,080 円
地域支援事業費 (②)	35,200,000 円	35,200,000 円	35,200,000 円	105,600,000 円
介護予防・日常生活支援 総合事業費(③)	30,000,000 円	30,000,000 円	30,000,000 円	90,000,000 円
第1号被保険者負担分相当額 (④=(①+②)×23%)	188,131,617 円	189,047,052 円	189,896,930 円	567,075,598 円
調整交付金相当額 (⑤= (①+③) ×5%)	40,638,178 円	40,837,185 円	41,021,941 円	122,497,304 円
調整交付金見込額 (⑥= (①+③) 7.51%・ 7.47%・6.98%)	61,039,000 円	61,011,000円	57,267,000 円	179,317,000 円
第7期借入金返済額(⑦)			0円	
財政安定化基金拠出金見込額 (⑧=(①+②)×0%)			0円	
準備基金取崩額 (⑨)			35,000,000 円	
財政安定化基金取り崩しに よる交付額 (⑩)			0円	
保険者機能強化推進交付金等 の交付見込額 (⑪)			0円	
第8期保険料収納必要額 (①=④+⑤-⑥+⑦+⑧-⑨-①-①)			475,255,902 円	
予定保険料収納率 (⑬)			99.4%	
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(⑭)	1,973 人	1,957 人	1,930 人	5,860 人
保険料基準額(年額) (⑤=②÷③÷④)			81,595 円	
保険料基準額(月額) (⑯=⑮÷12か月)			6,800 円	

※端数処理により、各年度の和と合計値が一致しない場合があります。

# 所得段階別月額保険料の算出

### ■第8期所得段階別介護保険料(令和3年度~令和5年度)

=r \AB c0.00k	归岭似去	44. <del>42.</del>	保隆	<b>食料</b>
所得段階	保険料率	対象者	年 額	月額
第1段階	基準額×0.30	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の人	24,480 円	2,040 円
第2段階	基準額×0.50	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年 金収入等80万円超120万円以下の人	40,800 円	3,400 円
第3段階	基準額×0.70	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年 金収入等 120 万円超の人	57,120 円	4,760 円
第4段階	基準額×0.90	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下の人	73,440 円	6,120 円
第5段階	基 準 額	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超の人	81,600 円	6,800 円
第6段階	基準額×1.20	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 120万円未満の人	97,920 円	8,160 円
第7段階	基準額×1.30	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	106,080 円	8,840 円
第8段階	基準額×1.50	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	122,400 円	10,200 円
第9段階	基準額×1.70	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 320万円以上の人	138,720 円	11,560 円

# 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 各主体との連携

### (1) 庁内の推進体制

本計画は、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住み慣れた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉分野のみならず生涯学習、生活環境等の総合的な支援に取り組む方針を示しています。

介護予防・健康づくりにおいては、高齢者になってからの取り組みだけではなく、若い世代からの取り組みが必要です。既存の介護施策だけでは要介護状態の改善を図ることは困難であり、町全体で介護予防・健康づくりに取り組む必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、住民福祉課を中心に、企画・総務をはじめ、民生、保健 医療、住宅、労働、地域振興、農林水産、教育、防災、交通等の関係する各担当課と連携し、介 護予防・健康づくりに対する意識を共有しながら、各種施策・事業を推進していきます。

### (2) 地域との協働体制

本計画は、本町の行政計画であるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域ぐるみで高齢者を支える体制を実現していくための計画でもあります。

そのため、行政はもちろんのこと、住民、団体や関連機関、地域が相互に連携を取りながら、 その役割分担のもと取り組みを進めることが重要となります。

#### 〇行政

町は、高齢者等の保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行います。

また、身近な地域での助け合いや見守りの啓発、ボランティア活動の促進等、地域における福祉活動の支援に努めます。

#### 〇住民

生涯を通じていきいきと健康に暮らせるよう、自らの健康への意識を高めるとともに、趣味や 生涯学習・スポーツ等の活動に積極的に取り組み、生きがいを持って積極的に社会参加を行うこ とが望まれます。

また、高齢者の地域生活支援には、公的なサービスとボランティアや地域住民等による支援活動が両輪として機能することが必要です。そのため、幅広い住民の参加を得ながら、協働・連携体制の構築を図ります。

#### 〇団体等

老人クラブや民生・児童委員、ボランティア団体等については、ボランティア活動や交流活動、 見守り活動、訪問活動等の福祉活動を通じて、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に きめ細かに対応していくことが期待されます。

また、由良町社会福祉協議会については、ボランティア活動の調整役として、また、福祉コミュニティづくりや地域福祉の推進役としての役割が期待されます。

#### 〇地域

地域では、自治会等の住民組織を中心に、地域行事や健康づくり、生涯学習・スポーツ活動、 文化活動等を通じて高齢者同士や世代間交流を図るとともに、孤立や閉じこもりの防止、また、 支援を必要とする高齢者等の見守り等、地域ぐるみの支援体制づくりへの協力・連携が求められ ます。

### (3) 御坊・日高圏域、和歌山県及び国等との連携

計画の推進にあたっては、介護保険サービス、保健福祉サービスの供給について、圏域内における調整のもとに整備を図る必要があることから、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備等、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、御坊・日高圏域、和歌山県及び国等との連携を図ります。

### 2. 計画の進行管理

### (1)進捗状況の把握・評価

本町における高齢者施策を総合的に推進していくためには、計画の進捗状態の点検及び評価・分析は不可欠であり、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCAサイクル」に基づく、計画の進行管理を強化していくことが必要となります。

また、介護保険制度を円滑に進めるため、計画の進行・進捗に関する情報を総合的にとりまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価等を推進していくことが求められます。

そこで、本町における介護保険サービスの利用者、サービス供給量等の基礎的なデータの収集、 住民ニーズ、利用者満足度等の質的情報の把握等を定期的に実施するとともに、事業全体の進 行・進捗の把握・確認を行い、総合的な調整や新たな課題の検討、評価・分析等を実施します。 なお、計画の進行・進捗に関する情報や検討・評価の結果等については、広く公表します。

### (2)計画の見直し

本計画の最終年度にあたる令和5 (2023) 年度は、次期計画策定の年度にあたります。そのため、社会福祉制度をめぐる情勢の変化や住民、団体や関連機関、地域から聴取した意見・提言を取り入れ、必要な見直しを行い、本町の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。

また、全町的な観点から本計画の推進、進行管理や見直し等を行うため、医療機関や社会福祉法人等の関係機関との連携をより一層深めます。

### (3) 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成29 (2017) 年の介護保険法の改正に基づき、令和元(2019) 年度より、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するための「保険者機能強化推進交付金」が交付されることとなりました。また、令和2 (2020) 年度には、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

そこで本町においては、「保険者機能強化推進交付金」等を活用し、介護予防や認知症対策等を展開していきます。また、本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果を活用し、地域課題の分析・改善を行うなど、PDCAサイクルに基づき管理していきます。

# 資料

# 〇第8期介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

氏 名	所 属・役 職 等	備考
中田 邦城	由良町区長会長	委員長
野田 悟	由良町議会産建厚生常任委員長	
東亜矢	由良町社会福祉協議会事務局長	
湯川 直宣	由良町老人クラブ連合会副会長	
竹内 伸也	由良町医師会代表	
平林 正樹	由良町歯科医師会代表	
原博	由良町民生児童委員協議会会長	
尾﨑 美智子	由良町健康推進員	
出口 由佳	社会福祉法人博愛会 特別養護老人ホームゆら博愛園施設長	
寺岡 真澄	由良町包括支援センター推薦(主任介護支援専門員)	

(敬称略、順不同)

# 〇策定過程

時 期	内 容
令和2年 10 月	第1回策定委員会 ・由良町の介護保険サービスの現状について
令和2年 12 月	第2回策定委員会 ・第8期介護保険事業計画の保険料等について
令和3年2月	第3回策定委員会 ・計画案の検討

# 由良町高齢者福祉計画· 第8期介護保険事業計画

令和3年3月発行

発行:由良町

〒649-1111 和歌山県日高郡由良町大字里 1220-1

電話:0738-65-0200(代表)